

ご意見（第5条）

第5条～第11条で町長の責務とアクションを具体的に規定したことで、本条例の実効性が期待できます。観光がもたらす弊害について行政の責任を明記した点で、従来の行政の姿勢から良い方向に転換しています。

回答

観光によって生じる様々な課題の解決に向けて、関係する皆様と協力して取り進めることを目指しています。

ご意見（第6条）

外資の土地や家屋の購入に対してのルールを作っていただきたい。特に中国や韓国など。（景観・治安の保持のため）

回答

各個人の土地や建物の売買を自治体で規制することは、各個人の権利侵害となる恐れもあり慎重な対応が必要と考えます。本件に関しましては、今後の国の動向を踏まえつつ、町全体の課題として取り組み対応すべきことであると思いますので、「観光」の側面から規制することは差し控えさせていただきたいと思えます。

ご意見（第10条）

検証結果、とりわけ迷惑行為のKPIが第4条（1）の総合的施策に反映され、また同（2）（3）（4）の関係者にも適切に共有されることで、本条例の実効性が高まると考えます。よって、下記の下線部のとおり変更提案します。

「町長は、持続可能な観光目的地の実現に向けた施策の実施状況を検証し、その結果を適切に共有するとともに、その検証結果を施策に適切に反映させるように努めます。」

回答

丘のまちびえい観光ルール策定委員会において、ご意見に基づく修正を検討いたします。

全体としてのご意見①

根底となる観光の定義がされていないため、何をもって観光目的地や観光事業者等とするのか全体的に不明瞭。

回答

観光の定義については、広義の観光を前提としており、本条例素案を検討するにあたって条文としての観光の定義はしておりません。

全体としてのご意見②

私有地への立入りは軽犯罪法違反と、国の刑法で定められているもの。条例でうたう必要があるのか。

回答

私有地への立入りに関する規定については、新型コロナ前の本町観光がオーバーツーリズム状態となり、農地への無断立ち入りやゴミの投棄など、美瑛町独特の迷惑行為として問題が生じておりましたので、規定すべきとの判断のもと、無断立ち入りの抑止とあわせて、立入制限区域の指定や標識設置といった対策を行うことができるように規定しております。

全体としてのご意見③

条例検討委員会のメンバーや策定の経緯が記されておらず、どのような話し合いが行われたのか不明。条例の要不要を町民に問いかけた後に、少なくとも7割ほどの町民から必要と声が上がったら、町民の納得のいくメンバーで納得のいく話し合いの中で時間をかけて条例を作っていくという正しい手順を踏んだうえで、緊急性のあるものでもなく急ぐ必要は無いので、じっくり時間をかけて改めて作り上げていくことを提案します。

回答

本策定委員会は、観光関係団体として一般社団法人美瑛町観光協会、びえい白金温泉観光組合、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会、美瑛町商工会、美瑛町農業協同組合、特定非営利活動法人美瑛町写真映像協会から選出された委員と、有識者として北海道大学、事務局の美瑛町で構成しており、より良い観光目的地であり続けるためにそれぞれの立場からの意見を伺いながら、本素案をまとめた経過があります。また、この後は議会に上程し審議いただくこととなりますので、他条例の制定と同様の手続きを踏んでいるものと理解しております。

全体としてのご意見④

住所、氏名、年齢などの個人情報を書くと、褒めたたえる以外の意見は出しにくいので、きちんとした意見を広く平等に集めるなら、無記名の意見募集の形でやり直すことを提案します。

回答

今回のパブリックコメントは「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」に基づいて行ったものであり、同条例第9条において氏名及び住所を明らかにすることが規定されていることによりますので、ご了承ください。